

第十回 参議院厚生委員会會議録第十七号

昭和二十六年三月二十二日(木曜日)午後一時十九分開会

○委員長の報告

○社会福祉事業法案(内閣提出)

○委員(河崎ナツ君) これより厚生委員会を開会いたします。

○松原一彦君 社会福祉事業に関する小委員会の状況を御報告申し上げます。

社会福祉事業法案の重要性に鑑みまして、特に小委員会を設けて審議することに相成り、私がその小委員長に互選せられたのでありますが、小委員会は去る二十日及び本二十二日の両回に亘り開会いたしまして、慎重審議を尽した結果、左の要項事項を全会一致で決定いたしましたのでございます。実は重要法案であります上に、この法案にはまだ幾多の疑義もございしますので、ゆつくり審議をいたしたい、実施は六月一日となつておりますから、審議の余裕もあると思ひまして、そういう意見も出たのでありますが、併し当局のほうでは、この中の一部は四月一日から実施せなければならぬ事情に迫つておるといふ懸念のお申出もありましたために、一応要項事項といたしまして、近き将来にこの要項事項が本文の間に修正として現われますことを期待して、この際は四月一日の一部実施に

間に合うように審議を進めたいと思つたのでございます。さうな意味におきまして、只今より要項事項の小委員会において決議になりましたものをば申述べます。

一、政府は国民にあまねく社会福祉事業の重要性を認識せしめ、その協力態勢を確立するよう努めること。

二、政府は社会福祉事業振興に関する根本計画を樹立すると共に、地方公共団体をしてその地区の事情に即応した社会福祉事業振興計画を樹立せしめること。

三、不良社会福祉事業の矯正を断行すると共に、優良社会福祉事業の助成を図り、且つ公約社会福祉事業施設の改善向上に努めること。

四、社会福祉事業関係者の処遇、並びに社会福祉事業功労者の表彰について特別の措置を講ずること。

五、社会福祉事業経営者に対する国又は地方公共団体の事業委託費を大幅に増額すること。

六、社会福祉事業施設に対する免税を更に拡大すること。

七、戦争犠牲者に対して速かに適切な方途を講ずること。

八、本法成立後適当な時期に左の通り條文を改正すること。

(1) 第二條第四項第一号を削除する。

これは少し説明を付けておきます。第二條第四項第一号において更生緊急保護法にいう更生保護事業はこの法律

における社会福祉事業に含まれないことになつてゐるが、これを含めるようにいたすのであります。

(2) 第六條第二項中「監督に属し、その」を削除する。

これも説明いたします。第六條第二項において「社会福祉審議会は、厚生大臣の監督に属し」とあるが、文句が妥当でないからこの「監督に属し」という文句を削るのであります。

(3) 第十三條第四項及び第五項を削除し、關係條文を整理する。

この説明を申し上げます。第十三條第四項において「町村は、條例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することが出来る」とことになつてゐるが、町村は福祉事務所を設置することができないようにするのであります。又、同條第五項において、町村は一部事務組合を設けて組合内の町村の区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することが出来ることになつておりますが、これもできないようにいたすのであります。

(4) 第五十六條中「緊急にこれを復旧する必要があると認めるとき」の次に「又は国若しくは地方公共団体が要援護者等に関する收容その他の措置を委託したことによつて社会福祉法人その他の者の経営する社会福祉事業施設の改善をする必要が生じた」と認めるとき」を加へる。

これも説明いたします。第五十六條において国又は地方公共団体は社会福祉法人の経営する社会福祉事業施設の改善をする必要が生じたとき認めるときにも補助金を支出する等のことができるようにいたすのであります。

(5) 第七十三條第三号を、「当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員の総数のそれぞれ五分の一を超えないこと」に改める。

これも説明いたします。第七十三條第三号により、共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないことが共同募金の設立の認可の條件になつておるのであります。これを「共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員の総数のそれぞれ五分の一を超えない」ということに改めて、五分の一以内の人の参加を認めようとしたのであります。

(6) 第八十一條を削除する。

この件は、第八十一條において、共同募金の配分を受けた者はその配分を受けた後一年間はその事業の経営に必要資金を得るために寄附金を募集することとはならないことになつてゐるものであります。これを緩和して、特別の事情があつて第六十九條により都道府県知事の許可を受けた場合に寄附金を募集することができるようになつたのであります。原則といたしましては受けられないのであります。共同募金の性質は明らかにしておかなければなりませんが、今日共同募金の総額が少いときにおきましては、かような一面をも残して置く必要があると認めていたしたのであります。右要項事項に基きまして、政府当局の所見を求めましたところ、厚生省木村社会局長からは、各事項につきまして、将来関係方面ともよく協議して、成るべく御趣旨に副うよう善処いたしたい旨の答弁がございました。

次に、社会福祉事業に対する法人税の減免問題につきまして大蔵主税局谷川事務官から、社会福祉事業に対する法人税についてはこれを全面的に免除するわけには行かぬが、能う限り御趣旨に副うよう努力いたしたい旨の答弁があり、又地方税の減免問題につきましては、地方財政委員会の市町村税課長から、市町村民税の法人の均等割については運営の面で善処いたしたい。附加価値税及び入場税の減免については、これは消費者負担であるから減免困難と思ひますが、極力研究善処いたしたい旨の答弁がございました。この税の減免問題は社会福祉事業の育成発展に至大の関係がありますので、極力善

勉めるより特に強く要望いたしました次第でございます。

以上簡単ながら御報告申し上げます。

○委員長(河崎ナツ君) それでは前回に引き続きまして御質問のあるかたは……本法案につきましての質疑でございます。質疑がございませぬようでしたら、今の小委員長の御報告の結論を加味下さいまして、如何でございませうか、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないと認めます。それではこれより本法案に対する討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにいたしましたしてお述べを願いたいと存じます。

〔委員長退席、理事有馬英二君委員長席に着く〕

○中山壽彦君 この厚生委員会における要望事項は、先刻要望事項を小委員長から御報告になりましたので、皆さんが御承認なさいましたことでありますから、この要望事項を強く政府に要望いたしますので、原案に賛成いたします。

○理事(有馬英二君) ほかに御発言は
ございませんか。

○委員長(河崎ナツ君) 私は、日本社
会党を代表いたしましたして、本案に対し
まして賛成意見を述べたいと存じます
ものでございます。

我が国の社会福祉事業は、戦後急激にその性格、規模並びに対象分野に大激変を來たしまして今日に及んでおりますことは、今更申すまでもないところであります。その変化が急激であり、対象又急増いたしました結果、社会福祉の分野全般に亘りまして、幾多

の不備、欠陥が発生いたしましたことは甚だ遺憾とするところであります。

第一は社会福祉の責任は果して何人にあるかという社会福祉の性格に関する基本的の問題であります。戦後の福祉立法において漸次この点が明確に相成りまして、国民の窮乏に対しては国家社会の責任という点が強調せられ、憲法第二十五条の精神に漸次近接し参つたことは誠に当然のことであり、終戦前において、ややもすれば、これが恩惠的、慈善的、申訳的に取扱われておりましたる社会事業が国家社会の責任という性格に変化して参りましたことは周知の通りであります。諸立法におきましてこれを明記いたしておりますが、然しながらその実体を分析いたしてみますと、一応原則を確立したかのごとく見えますけれども、その実状につきましては大いに遺憾とするところがありまして、なお未だ救貧慈善的残滓をとどむるものが非常に多いのであります。殊に民間社会福祉事業のあり方におきまして、又地区住民の觀念におきまして、それら遺憾の点を認めざるを得ないのであります。

然るに、今回提出せられました本法案におきましては、總則において、國、地方公共団体及び民間社会福祉事業のそれらの分野を明白にいたし、國及び公共団体が従らに責任を回避して、民間社会福祉事業の役務を不当に利用し、その努力を搾取するかのとき、従来の弊をここに一掃いたし、國及び地方公共団体は若し民間社会事業にその福祉の措置を委託するときは必要にして十分なる対価を交付する決意を示されたることは、これは頗る重要視すべき改革で、本員の賛意を表するゆえ

んであります。

第二点は、社会福祉事業の分野に二大別を試みまして、公私の協力を必要とする事業種目、民間社会事業家の活躍に期待すべき事業種目に劃然区別を立て、公の委託を受けるに足るべき民間福祉事業の経営の基礎を、或いは特別法人格たる社会福祉法人の資格を創設し、或いはこれが設立運営の基準を定めて監督を厳にし、一方においては又進んで公金扶助の道の一部拓き得たるがときは、正に現状の弊害とすると共に向つて、改善の法的根拠を与えたものとして、本員の賛意を表するところであります。

第三点は、従来ややもすれば福祉行政が一般行政の一部として行われ、専門技術を要する行政であるにかかわらず一般事務的処理をなしたため、福祉の措置を十分対象者に加えることができず、各種の福祉立法はなされたが、これが運営は実際行政の一線でその妙味を失つていたのであります。本案の福祉に関する事務所の創設、専門職員の配置、指導訓練の制度により、福祉行政は一段の進展を期することができることと想います。それと連携いたしまして、民間社会事業の地域組織が本案により提唱せられているのであります。今日の我が国の社会福祉事業は、公私の間何らの連絡なく、又各種事業の間これ又何らの連絡なく、おの／＼孤立いたしましたのであります。例えここに一人の生活困難者があるといえますと、この対象の取扱につきましては、僅かに一部の生活保護関係者が関与するのみでありまして、あらゆる角度からあら

ゆる関係者が協議いたしましたして、万全の方途を講ずるといふがごときことは

なかつたのであります。ここに一人の問題児童あるといたしましても又同様でありました。然るに本法におきまして、公私並びに各種福祉関係者の協議会が組織せられ、且つ最も重大なことはその地区の民衆と密着いたし、又、人としては進んでその地区における篤志奉仕者をこの組織に加え、かくしてその地区における個々のケースの取扱について、或いはその／＼の事業の経営について、或いはその地区の全体的福祉の計画について、地区を挙げて、又、各経営者を挙げて組織的に協力するの体制を整えんとする本法案の構想は誠に機宜を得たものであります。我々は民間社会事業の動向として賛意を表するものであります。この我が国の社会福祉の面目一新は正に期待するに足るものと存じます。

第四点は、共同募金会の法制化であります。近時共同募金の風潮が盛んになるにつれて、その本質、運営を誤らないよう、当厚生委員会におきましてもしばしば調査審議を重ね、これが改善に努めて参つたのであります。が、その設立に法的根拠を与え、その運営を公正ならしめ、その存立が単に無責任なる私立団体にあらずして、法律に基き国家の監督の下に置かるる公的の団体たることを明確にいたし、これが組織の構成、事業遂行の基準等が規定せられましたことは、殊にその配分を受けるべき社会福祉関係者との関係において、従来指摘せられたるボスの弊害を本法において阻止せんとす

る点は、全く本員の同感するところであります。

なお、本法によりまして、社会福祉の重要問題を諮問又は審議するため、審議会の設置を見ましたことも、一には公私の両分野を通じて問題の審議をいたすわけではありますが、すでにその委員の大半が民間の専門家又は学識経験者から選ぶことにいたしましたことは、社会福祉事業界のことは社会福祉事業界の人々の総意によつて運営せられるという意図が含まれているものと解釈いたします。即ち政府の福祉行政が官僚独善の弊を避けて専門家の意見を尊重するという点から見て、これ又賛意を表するものであります。

以上は私が本案につきまして賛成をいたします理由の一端であります。併しながら必ずしも本案を以て完全無欠なるものとは考えません。それらの点は大委員長から将来機会を得て改正すべきであると報告せられました御意見と全く同感でありますので、省略いたしますが、でき得る限り近き将来に本案を期すべきであると存じます。更に本案を実施いたす上におきまして、政府当局に求むべき諸点は、これ又委員長が御報告相成られたと同様でありますから、省略いたしますが、かくのとき要望は、単に当委員会の要望のみではないのであります。年末社会福祉の全分野から国会に請願し陳情して参つたる多年の宿望であり、言わば国民の声とも言うべきものであります。むしろ院議を以て決議として政府当局に要望いたすべき種類のものと考えるのであります。その意味においてこれらの要望に対しましては、政府

は責任を以て誠心誠意これが実行に努められんことを切望してやまないものであります。

今や我が国は内外の情勢重大なる時機に直面いたしております。我が党は御承知のごとく、真に祖国を守るものは銃や弾丸ではなくして、祖国を守らねばならんと決意する国民の心こそ最上の武器であり、自衛力の根源はこの国民みずからが決意するその心にあると考えるのであります。祖国を守り、民族の平和と幸福を希うというがことき崇高なる精神は、徒らに民衆の生活を苦難に陥れ、民衆の不幸を我関せず焉といったとき社会の中からは、そういう惨酷な国民生活の中からは、決してそういう尊いものは生まれ出ないと思ひます。従つて私も祖國を守らんとする国民の決意の前には、同時に国民生活の安定、社会福祉の確保、社会保障の確立を不可欠の要件として要請いたしたものでございます。この見地よりいたしまして、我が党はつとに社会保障制度の急務を主張いたしておるものであります。本法案はその一部であるところの社会福祉面の公私の活動組織を確立し、その活動の一步前進を促すべき法案といたしまして、殊に一貫して社会福祉の公共性が強調せられてある点に鑑みまして、社会党はここに前述のごとき要請並びに機会を得ての改正すべき希望を附して、本案に誠心誠意賛成の意を表するものでございます。

○理事(有馬英二君) ほかに御発言ございませぬか。

○松原一彦君 私は、第一クラブの性格上、総員の代表ではございせんが、多数の意思を代表しまして、本案

に賛成の意を表します。但し全面的に賛成するものではございせん。本案にはなお幾多の不備がございしますが、これは先刻御報告申し上げました小委員長報告の希望事項を以て補いたいと思ひのであります。なお若干の私の希望を申述べます。

近く行われようといひます。講和が必ずしも社会的平和を實現し得るものではない。むしろ独立後の我が国の社会の事態は、内外ともにより一層影射し不安にさらされる虞れが十分にあるのであります。特に社会保障制度の不備である今日、この社会保障制度こそは資本主義の国における唯一の社会的支柱であります。資本主義の国を標榜してゐる日本の現情において、社会保障制度は何をおいても取り急がねばならぬのであります。それが今日のこのとき不備である場合におきましては、たとえ貧弱であらうとも、社会福祉的施設とその事業の組織的發展によつて救済、救済等の充実を期することが何よりも急務であることは申すまでもございせん。然るに欧米と違つて、我が国には大富豪等の余裕を以てする社会事業は殆んど絶無であります。乏しい者同志がその乏しいものを持ち寄つてお互ひ同志を支えようとする悲慘な社会事業施設であります。かような場合におきましては、政府においても極力これが庇護と育成を図ることに努められねばなりません。又日本の現下の急務としましては、特に遺族その他敗戦に基いて生じた人々の損害、特に傷病者、遺族等の生活保護に対して格別の私は政府が努力をいたさねばならぬものと思ひます。今回の要請事項の中にもこのことは挙げられております

が、実はまだ何らの用意のないことを最も遺憾とするものであります。近來再軍備の音が高くなつておりますが、談何ぞ容易なるという私は感じを持つものであります。街頭に白衣の負傷者が鉄の足を以て歌を唱つて立たねばならぬような冷酷な待遇をしてゐるこの際、又二百万柱の戦死者の遺族が窮乏に泣いてゐる今日、これを捨てておいでどこに一体再軍備の余地があるか、談何ぞ容易なる、この人々のこの戦争に対する悲痛な怨み、悲しみをことごとくして、再軍備などは論じられるものではないと思ひます。かような意味から私は將來の国防等を考えるならば、一日も早くこの多数の戦死者、戦傷に基くところの不幸な人々に対する手当が国家的に温く施設をせられなければならぬものと思ひます。この社会福祉事業には通弊があります。それは半頭を掲げて狗肉を売るといつたような、慈善を看板として自己の生活を圖ろうとする者がございまして、随分多かつたのであります。その弊は私どもは目に余るほど知つておるのであります。併しながらかれは十二分に今回も取締の方針であることを示されてはおりますもの、一面角を矯めて牛を殺すことは避けねばなりません。物には進展の順序がございします。どうか本法案の円滑な運営によつて時弊を救う上に政府当局は十二分の努力を払われんことを要請いたしまして、私は本案に賛成するものでございします。

○理事(有馬英二君) ほかに御発言ございませぬか。

○谷口彌三郎君 私は民主黨を代表して、一言希望を申し上げて賛成の意を表

したいと思ひます。この大事な大きな法案が、而も非常に短い期間でこれを審議せよというのとでありましたので、私どもとしては実はもつと「と慎重に審議を、希望も申上げて見たかつたのでございしますけれども、それが十分にできません。併し幸いにいたしました小委員会が作られ、而もその小委員会におきまして要請事項その他のことが決議されて、これを先刻小委員長から御報告を頂き、又それに対して木村局長から十分なる御意思の発表もありましたので、是非これが今後の機会にでき得る限り早い時機に我々の申出てる要請事項が現われて参りますように、実施されるように十分なる努力をして頂きたい」ということを特に希望して、賛成を表する次第でございします。

○理事(有馬英二君) ほかに御意見もございせんければ、討論は終結したものと認めて差支えございせんか。

○理事(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。それではこれから社会福祉事業法案について採決いたします。本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御起立を願ひます。

○理事(有馬英二君) 全会一致でございします。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
河崎 ナツ 小杉 繁安

川村 松助 中山 壽彦
長島 銀藏 松原 一彦
谷口彌三郎 藤森 眞治
石原幹市郎

○理事(有馬英二君) 署名漏れはございませぬか。署名漏れはないと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

○理事(有馬英二君) 御異議ないと思ひます。

○政府委員(平澤長吉君) 社会福祉事業法案につきましては、先日以來御熱心に御審議を頂きまして、本日委員会でも可決を頂きましたことは、誠に有難く感ずる次第であります。御要請事項等につきましては、今後必ず善処いたしまして御期待に副ひたいと存ずる次第でございします。本法案の一つの動機となりましては、本委員会の社会事業振興小委員会の御研究にその動機があるものと私も存じておるのであります。併し、政府といたしまして深く敬意を表したいと存ずる次第であります。何とぞ今後とも社会福祉事業の振興について、政府を鞭撻下さいまして、社会福祉の増進に貢献いたされんことをお願いいたします。

○理事(有馬英二君) 退席、委員長着席

○委員長(河崎ナツ君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後一時五十分速記中止
午後二時二十九分速記開始

○委員長（河崎ナツ君） 速記を始めて下さい。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時三十分散会

出席者は左の通り。

委員長

河崎 ナツ君

理事

小杉 繁安君
有馬 英二君

委員

石原幹市郎君
川村 松助君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
藤森 眞治君
谷口彌三郎君
松原 一彦君

政府委員

厚生政務次官

平澤 長吉君

厚生省社会局長

木村忠二郎君

事務局側

常任委員

草間 弘司君

会専門員

常任委員

多田 正巳君

会専門員

昭和二十六年 三月三十一日印刷

昭和二十六年 四月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所